

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	セレン（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	セレンの耐容一日摂取量（TDI）を4.0 μg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 〔参考〕 水質基準値の上限である濃度0.01 mg/L の水を体重50 kg の人が1 日当たり2 L 摂水した場合、1 日当たり体重1 kg の摂取量は、0.4 μg/kg 体重/日と考えられる。この値は、TDI 4.0 μg/kg 体重/日の10分の1である。 （平成24年10月29日府食第946号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	バリウム（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	その他
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	<p>バリウムの耐容一日摂取量（TDI）を20 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>〔参考〕</p> <p>平成21年度未規制物質等の水道における存在実施調査において検出された浄水における最高値21 $\mu\text{g}/\text{L}$ の水を体重50 kg の人が1日当たり2L 摂取した場合に、1日当たり体重1 kg の摂取量は、0.84 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と考えられる。この値は、TDI 20 $\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日の24分の1である。</p> <p style="text-align: center;">（平成24年10月29日府食第947号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。</p> <p>今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p style="text-align: center;">（施策の概要）</p> <p style="text-align: center;">【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	<p>硝酸性窒素の耐容一日摂取量（TDI）を1.5 mg/kg 体重/日と設定する。 亜硝酸性窒素の耐容一日摂取量（TDI）を15 μg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 硝酸性窒素 非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.5mg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50 kg の人が1 日あたり2 L 飲料水を摂取した場合の濃度は3.75mg/L となる。 亜硝酸性窒素 非発がん毒性を指標とした場合、上記の15 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50 kg の人が1 日あたり2 L 飲料水を摂取した場合の濃度は37.5 μg/L となる。 （平成24年10月29日府食第945号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
平成24年度下期	F					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ふっ素（清涼飲料水の規格基準の改正）
評価品目の分類	その他
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	ふっ素の耐容一日摂取量（TDI）を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 〔参考〕 フッ素の水質基準値の上限である濃度0.08 mg/L の水を体重50 kg の人が1 日当たり2L 摂取した場合に、1 日当たり体重1 kg の摂取量は、0.032 mg/kg 体重/日と考えられる。この値は、TDI 0.05 mg/kg 体重/日の約3分の2である。 （平成24年12月17日府食第1061号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロ酢酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	<p>クロロ酢酸の耐容一日摂取量（TDI）を3.5 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の上限である濃度0.012 mg/Lの水を体重50 kgの人が1日当たり2 L 摂水した場合、1日当たり体重1 kgの摂取量は、0.48 μg/kg 体重/日と考えられる。この値は、TDI 3.5 μg/kg 体重/日の約7分の1である。 （平成24年5月10日府食第487号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 今後開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承された後に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	今後開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承された後に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定のため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロ酢酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	トリクロロ酢酸の耐容一日摂取量（TDI）を $6\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 〔参考〕 TCAの水質基準値である濃度 $0.2\text{mg}/\text{L}$ の水を体重 50kg の人が1日当たり 2L 摂水した場合、1日当たり体重 1kg の摂取量は、 $8\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と考えられる。 (平成24年5月10日府食第488号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 今後開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承された後に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	今後開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承された後に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定のため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	水銀（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	<p>水銀の耐容一日摂取量（TDI）を$0.7 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日と設定する。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p><参考></p> <p>水質基準値の100%である濃度$0.0005 \text{ mg}/\text{L}$の水を体重$50 \text{ kg}$の人が1日当たり$2 \text{ L}$摂水した場合、1日当たり体重$1 \text{ kg}$の摂取量は、$0.02 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と考えられる。この値は、TDI $0.7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日の約35分の1である。</p> <p>（平成24年5月10日府食第486号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。</p> <p>今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 4 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ニッケル（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	ニッケルの耐容一日摂取量（TDI）を4 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> <参考> ニッケルの水質管理目標値の上限である濃度0.01 mg/L の水を体重50kg の人が1日当たり2 L 摂取した場合に、1 日当たり体重1kg の摂取量は、0.4 μ g/kg 体重/日と考えられる。この値は、TDI 4 μ g/kg 体重/日の10 分の1である。 （平成24年7月23日府食第683号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ほう素（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	ほう素の耐容一日摂取量（TDI）を96 μ g/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 〔参考〕 ほう素の水質基準値である濃度1 mg/Lの水を体重50 kgの人が1日当たり2 L摂水した場合、1日当たり体重1 kgの摂取量は、40 μ g/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 96 μ g/kg体重/日の約2分の1である。 (平成24年8月6日府食第714号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アンチモン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	アンチモンの耐容一日摂取量（TDI）を6.0 μg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> <参考> アンチモンの水質管理目標値の上限値である濃度0.015 mg/Lの水を体重50 kgの人が1日当たり2 L摂水した場合、1日当たり体重1 kgの摂取量は、0.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.0 μg/kg体重/日の約10分の1である。 (平成24年8月6日府食第713号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
平成24年度上期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	マンガン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	マンガンの耐容一日摂取量（TDI）を0.18 mg/kg体重/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> <参考> マンガンの水質基準値の上限である濃度0.05 mg/Lの水を体重50 kgの人が1日当たり2 L摂取した場合、1日当たり体重1 kgの摂取量は、2.0 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 0.18 mg/kg体重/日の90分の1である。 (平成24年8月6日府食第715号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定 平成25年 3月19日 厚生科学審議会生活環境水道部会で審議され、水質基準案が了承。 今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会で審議予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 24上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
平成23年度下期	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ウラン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	ウランの耐容一日摂取量（TDI）を0.2μg/kg体重/日と設定する。 （平成24年1月12日府食第24号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。 平成25年5月8日 同部会において、より詳細な実態調査を実施した上で再検討することとされた。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 23上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末
平成22年度下期	E	E	E	E	E	

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シアン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品影響評価
評価結果の概要	シアンの耐容一日摂取量（TDI）を4.5μg/kg体重/日（シアンイオンとして）と設定した。 （平成22年10月19日府食第815号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

(継続 2 2 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロロホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>クロロホルムの耐容一日摂取量を12.9 μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水質基準値の100%である濃度0.06mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、2.4 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 12.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。</p> <p>（平成21年8月20日府食第790号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>プロモジクロロメタンの耐容一日摂取量を6.1 μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水質基準値の100%である濃度0.03mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、1.2 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6.1 μg/kg体重/日の約5分の1である。</p> <p>（平成21年8月20日府食第791号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジブロモクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジブロモクロロメタンの耐容一日摂取量を21.4 μg/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水質基準値の100%である濃度0.1mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、4.0 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 21.4 μg/kg体重/日の約5分の1である。 (平成21年8月20日府食第792号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。 平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	プロモホルム（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>プロモホルムの耐容一日摂取量を17.9 μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水質基準値の100%である濃度0.09mg/Lの水を体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、3.6 μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 17.9 μg/kg体重/日の約5分の1である。</p> <p>（平成21年8月20日府食第793号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 21上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果 通知時期	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末
平成21年度上期			E	E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末	平成28年3月末
E	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	総トリハロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>総トリハロメタンとしての耐容一日摂取量は設定できない。</p> <p>なお、清涼飲料水中の総トリハロメタンの管理基準を検討する際には、個々のトリハロメタンのTDIを考慮した上で、実現可能な範囲でできるだけ低く設定することが重要である。</p> <p>[参考]</p> <p>総トリハロメタンの基準値として、我が国の水質基準値は、0.1 mg/L とされている。WHO では、4 物質の各検出値と各ガイドライン値との比の和が1 を超えないことが推奨されている。</p> <p>(1) WHO 飲料水水質ガイドライン</p> <p>① 第3版</p> <p>当局の要望で、相加的な毒性を評価するための総トリハロメタン類の基準を設定するために、以下のような各化合物の基準に対する存在割合の総加的評価がとられた。</p> $\frac{C_{\text{プロモホルム}}}{GV_{\text{プロモホルム}}} + \frac{C_{\text{ジブロモクロロメタン}}}{GV_{\text{ジブロモクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{プロモジクロロメタン}}}{GV_{\text{プロモジクロロメタン}}} + \frac{C_{\text{クロロホルムモノホルム}}}{GV_{\text{クロロホルムモノホルム}}} \leq 1$ <p>C: 濃度、GV: ガイドライン値</p> <p>② 第3版 一次追補</p> <p>1993 年以降に得られた疫学データでは、生殖への有害影響をトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンへの曝露と関連づけてきたが、総トリハロメタン濃度の上昇に伴うリスク上昇について、閾値や用量-反応関係が明らかであるという証拠は示されていない。しかし、健康に対する有害な影響とトリハロメタン、特に臭素化トリハロメタンの潜在的関係を考慮し、飲料水中のトリハロメタン濃度をできる限り低く維持することが推奨される。</p> <p>微生物に関するガイドラインを優先するのか、それとも、クロロホルムのような消毒副生成物に関するガイドラインを優先するのかを選択する必要がある場合、常に微生物学的な質を優先しなければならないことに注意すべきである。消毒効果について妥協すべきではない。</p> <p>(2) 我が国における水質基準の見直しの際の評価（参照1）</p> <p>消毒副生成物を抑制するための総括的指標として、平成4 年の専門委員会報告に従い0.1 mg/L とすることが適当である。</p>

	<p>(3) 曝露状況</p> <p>平成18年の水道統計における総トリハロメタンの水道水の検出状況は原水においては、最高検出値は、水道法水質基準値（0.1 mg/L）の90%超過100%以下で1箇所みられ、浄水において、最高検出値は、90%超過100%以下で7箇所みられた。 （平成21年8月20日府食第794号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、清涼飲料水中の汚染物質等に係る規格基準の設定方針を決定。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、水道法水質基準等の検討状況を踏まえ、食品衛生法上の基準値案について審議し、了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 2 1 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ベンゼン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ベンゼンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$18 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを$2.5 \times 10^{-2}/(\text{mg}/\text{kg}$体重/日)とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のベンゼンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$18 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$45 \mu\text{g}/\text{L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル*に相当する濃度は$10 \mu\text{g}/\text{L}$となる。</p> <p>*WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1188号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、$0.01 \text{ mg}/\text{L}$の基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,2-ジクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>1,2-ジクロロエタンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を37.5 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを6.3×10⁻²/ (mg/kg体重/日) とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の1,2-ジクロロエタンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の37.5 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は93.8 μg/Lとなる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10⁻⁵発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は4 μg/Lとなる。</p> <p>[§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10⁻⁵発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。 （平成20年11月6日府食第1189号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.004 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	臭素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>臭素酸の非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を$11 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを2.8×10^{-2} / (mg/kg体重/日) とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中の臭素酸の管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の$11 \mu\text{g}/\text{kg}$体重/日を用いて、寄与率を10%とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は$27.5 \mu\text{g}/\text{L}$となる。一方、発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10^{-5}発がんリスクレベル[‡]に相当する濃度は$9 \mu\text{g}/\text{L}$となる。</p> <p>[‡]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10^{-5}発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1190号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、$0.01 \text{ mg}/\text{L}$の基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トリクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>トリクロロエチレンの非発がん毒性を指標とした場合の耐容一日摂取量を1.46 μg/kg体重/日、発がん性を指標とした場合の発がんユニットリスクを8.3×10⁻³/ (mg/kg体重/日) とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>今回、食品安全委員会では非発がん毒性を指標としたTDIと発がん性に関するリスクを算出した。リスク管理機関においては、清涼飲料水中のトリクロロエチレンの管理基準を検討する際には、これら指標を踏まえ適切に基準値を設定する必要がある。</p> <p>なお、非発がん毒性を指標とした場合、上記の1.46 μg/kg体重/日を用いて、寄与率を10%[‡]とし、体重50kgの人が1日あたり2L摂水した場合の濃度は3.65 μg/Lとなる。一方、上記の発がん性を指標とした場合、上記の発がんユニットリスクを用いたとき、10⁻⁵発がんリスクレベル[§]に相当する濃度は30 μg/Lとなる。</p> <p>[‡]医薬品や末端商品中のトリクロロエチレンの使用が中止され、それらによる曝露が減少したため、飲料水の寄与率を50%と仮定（WHO第3版1次追補参照）。</p> <p>[§]WHO飲料水水質ガイドラインにおいて、10⁻⁵発がんリスクに相当する飲料水中の濃度を無視し得るレベル（life time excess cancer risk）と判断している。</p> <p>（平成20年11月6日府食第1191号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.004 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要)

	【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロメタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>ジクロロメタンの耐容一日摂取量を6μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水道法水質基準値の100%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3[§]kgの人が1日あたり2L摂取した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 6μg/kg体重/日の8分の1である。</p> <p>[§]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1192号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.02 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	テトラクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>テトラクロロエチレンの耐容一日摂取量を14μg/kg体重/日とする。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>[参考]</p> <p>水道法水質基準値の100%である濃度0.01mg/Lの水を体重53.3[‡]kgの人が1日あたり2L摂取した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.4μg/kg体重/日と考えられる。この値は、TD14μg/kg体重/日の35分の1である。</p> <p>[‡]国民栄養の現状－平成10年、11年、12年国民栄養調査結果－健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1193号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.01 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末
平成20年度下期				E	E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末	平成27年9月末
E	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	トルエン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	トルエンの耐容一日摂取量を149 μ g/kg体重/日とする。 <評価書「食品健康影響評価」抄> [参考] 水道管理目標値の10%である濃度0.02mg/Lの水を体重53.3*kgの人が1日あたり2L摂水した場合、1日あたり体重1kgの摂取量は、0.75 μ g/kg体重/日と考えられる。この値は、TDI 149 μ g/kg体重/日の約200分の1である。 *国民栄養の現状—平成10年、11年、12年国民栄養調査結果—健康・栄養情報研究会編、2000年、2001年、2002年（平成10年、11年、12年の3ヶ年の平均体重） （平成20年11月6日府食第1194号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.4 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続20下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	銅（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>銅の耐容上限摂取量を9mg/ヒト（成人）/日と設定する。 <評価書「食品健康影響評価」抄> 上記の評価を踏まえ、グルコン酸銅のULを銅として9mg/ヒト/日とした評価結果は妥当であると判断する。このUL値は、「第六次改定日本人の栄養所要量」の食事摂取基準による銅の許容上限摂取量を踏まえた結果である。その後、食事摂取基準は、「日本人の食事摂取基準2005年版」に改定され、UL値は10mgヒト/日に変更されたが、本評価では、より安全性の高い値を保持する観点から、清涼飲料水における銅の許容上限摂取量は9mg/ヒト（成人）/日と設定するのが妥当と判断する。</p> <p>なお、子供については、銅は成人と同様に必須ミネラルであり、銅欠乏が生じないために目安量や推奨量が定められているが、過剰摂取にならないように注意することが重要である。（平成20年4月17日府食第423号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、1 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>

施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ホルムアルデヒド（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ホルムアルデヒドの耐容一日摂取量を15 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月17日府食第424号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.08 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	メチル-t-ブチルエーテル（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	メチル-t-ブチルエーテルの耐容一日摂取量を143 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第425号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 1-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 1-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を600 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成20年4月17日府食第426号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1, 2-トリクロロエタン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1, 2-トリクロロエタンの耐容一日摂取量を $3.9 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/日と設定する。 (平成20年4月17日府食第427号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	亜塩素酸の耐容一日摂取量を29 μ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第672号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	二酸化塩素（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	二酸化塩素の耐容一日摂取量を29 μ g/体重/日（亜塩素酸イオンとして）とする。 （平成20年6月19日府食第673号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末	平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末
平成20年度上期					E	E

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年3月末	平成26年9月末	平成27年3月末
E	E	E	E			

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	カドミウム（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	－
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	<p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とする。</p> <p><評価書「まとめ及び今後の課題」抄></p> <p>カドミウムの耐容週間摂取量を$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週と設定した。これは、日本国内における米等の食品を経由したカドミウムの慢性的な経口暴露を受けている住民を対象とした2つの疫学調査結果に基づき、カドミウム摂取が近位尿細管機能に及ぼす影響から導き出されている。カドミウムのリスク評価は、JECFAにおいても行われており、暫定耐容週間摂取量が今回のリスク評価結果と同じ$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に設定されている。JECFAの暫定耐容週間摂取量は、高濃度カドミウム職業暴露を受ける労働者や日本のイタイイタイ病患者を対象とした疫学調査に基づき、腎皮質のカドミウム蓄積量と腎機能障害との関係からシミュレーションを行って導き出されており、今回のリスク評価結果と異なるアプローチから得られている。</p> <p>カドミウムは、土壌中、水中、大気中の自然界に広く分布し、ほとんどの食品中に環境由来のカドミウムが多少なりとも含まれる。特に、日本では全国各地に鉱床や廃鉱山が多く存在し、米中カドミウム濃度が他国に比べて高い傾向にあり、米からのカドミウム摂取量が食品全体の約半分を占めている。しかしながら、近年、日本人の食生活の変化によって1人当たりの米消費量が1962年のピーク時に比べて半減した結果、日本人のカドミウム摂取量は減少してきている。2005年の日本人の食品からのカドミウム摂取量の実態については、$22.3\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$（体重$53.3\text{kg}$で$2.9\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）であったことから、耐容週間摂取量の$7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週よりも低いレベルにある。</p> <p>したがって、一般的な日本人における食品からのカドミウム摂取が健康に悪影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。</p> <p>今後、食品または環境由来のカドミウム暴露にともなう重要な科学的知見が新たに蓄積された場合には、耐容摂取量の見直しについて検討する。</p> <p>（平成20年9月25日府食第1016号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）及びミネラルウォーター類（殺菌・除菌無）の成分規格において、

	<p>0.003 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。</p> <p>平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。</p> <p>平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	<p>(施策の概要)</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 20 上)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	四塩化炭素（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	四塩化炭素の耐容一日摂取量を0.71 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第273号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.002 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1,4-ジオキサン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,4-ジオキサンの耐容一日摂取量を16 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第274号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	1, 1-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1, 1-ジクロロエチレンの耐容一日摂取量を46 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第275号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレン（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	1,2-ジクロロエチレン（シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス1,2-ジクロロエチレンの和）の耐容一日摂取量を17 μ g/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第276号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス1,2-ジクロロエチレンの和として0.04 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	（施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素酸（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素酸の耐容一日摂取量を30 μ g/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第277号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.6 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ジクロロアセトニトリル（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	ジクロロアセトニトリルの耐容一日摂取量を2.7 μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第278号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、0.01 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続 18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	抱水クロラール（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	抱水クロラールの耐容一日摂取量を4.5μg/kg体重/日と設定する。 (平成19年3月15日府食第279号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、基準値を設定しない方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続18下)

(継続)

【化学物質・汚染物質】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成19年9月末	平成20年3月末	平成20年9月末	平成21年3月末	平成21年9月末	平成22年3月末
平成18年度下期						

リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）						
平成22年9月末	平成23年3月末	平成23年9月末	平成24年5月末	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末
	E	E	E	E	E	E

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	塩素（残留塩素）（清涼飲料水）
評価品目の分類	化学物質・汚染物質
用途	—
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成15年7月1日付け厚生労働省発食安第0701015号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	清涼飲料水の規格基準の改正に係る食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	清涼飲料水に係る化学物質の食品健康影響評価
評価結果の概要	塩素（残留塩素）の耐容一日摂取量を136 μg/kg体重/日と設定する。 （平成19年3月15日府食第280号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成22年12月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議。清涼飲料水の規格基準の枠組み見直し後のミネラルウォーター類（殺菌・除菌有）の成分規格において、3 mg/Lの基準値を設定する方針を了承。 平成24年7月27日 同部会において、清涼飲料水の規格基準の枠組み全体について審議し、方針を了承。 平成25年5月8日 同部会において、清涼飲料水の規格基準改正案について審議し、了承。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	平成23年3月11日の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、食品中の放射性物質の基準に係る業務を優先していたため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

(継続18下)